



# 狩猟免許 猟銃所持許可の取り方



## ① 狩猟免許を取得する

免許の種類	使用できる猟具（法定猟具）
網猟	網 (むそう網、はり網、つき網、なげ網)
わな猟	わな (くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな)
第一種銃猟	装薬銃 (ライフル銃・散弾銃)、空気銃
第二種銃猟	空気銃

## ② 猟友会に加入し狩猟者登録を行う

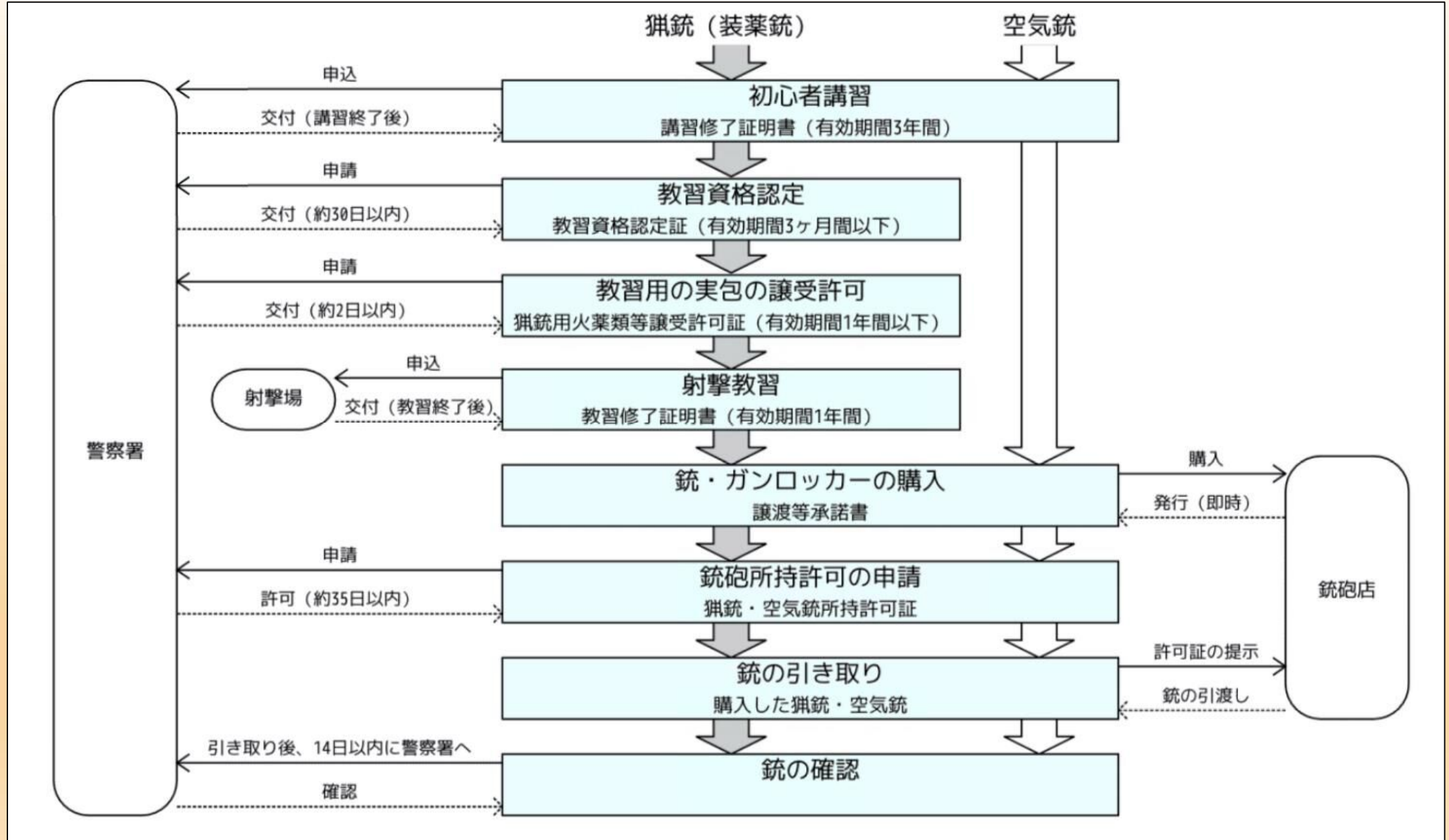
狩猟免許を持っているだけでは狩猟はできません。狩猟を行う都道府県に対して狩猟者登録する必要があります。

### ③ 猟銃空気銃所持許可申請を行う

猟銃を使って狩猟をする場合は、**銃所持許可申請**を行う必要があります。この手続きは、銃刀法にあたりますので、管轄の警察（生活安全課）での手続きになります。申請から猟銃が手元に来るまで約半年かかります。

最初から銃猟を考えている場合は狩猟免許試験と同時進行するか、先に銃所持許可申請手続きを始めたほうがスムーズです。

# 猟銃・空気銃の新規取得までのフロー図



# 猟銃の種類

<p>散弾銃 (上下2連式)</p>	 <p>最も広く使用されている銃で、銃身が上下2つに分かれています。 銃身が左右に分かれた水平2連のものもあります。</p>
<p>散弾銃 (自動装填)</p>	 <p>発射したときのガス圧や反動を利用して空の薬莖を排出し、次の弾を自動的に装填する銃です。</p>
<p>ライフル銃</p>	 <p>イノシシ・シカ・クマなどの大型の動物の狩猟に使われる強力な銃です。 一発ずつ弾が発射され、飛距離が長く、命中精度が高いのが特徴です。</p>
<p>空気銃 (エアライフル)</p>	 <p>空気の圧力を利用して弾を発射する銃です。 主に小型の鳥獣を対象にした狩猟に使われています。</p>

主にクレー射撃に使います。

主に狩猟に使います。

散弾銃を持って10年で所持可能

主に鳥猟使います。

# 狩猟免許取得に必要な費用

	要旨	詳細	第一種銃猟	第二種銃猟	わな・網猟
狩 猟 免 許 取 得	狩猟免許予備講習	講習受講料	<del>約¥10,000 (都道府県により異なる)</del>		
		テキスト代	¥1,500 (狩猟読本)		
	狩猟免許試験	受験料	¥5,200		
		診断書 証明写真	¥3,000 ¥500		
	小計		¥10,200		

## 猟銃・空気銃所持許可に必要な費用

	要旨	詳細	第一種銃猟	第二種銃猟	わな・網猟
猟銃 空気銃 所持許可	猟銃等講習会初心者講習	申請手数料	¥ 6,800		
	射撃教習資格認定	申請手数料	¥ 8,900		
		証明写真	¥ 500		
		医師の診断書	¥ 3,000 (病院により異なる)		
		身分証明書	¥ 150		
		戸籍抄本	¥ 450		
		火薬譲受許可申請	¥ 2,400		
	射撃教習受講	受講料	¥ 32,000		
		弾代 (75発)	¥ 3,000		
	所持許可申請	申請手数料	¥ 10,500		
		証明写真	¥ 500 (射撃教習資格認定申請から3か月を経過していなければ、同一のものを使用可)	¥ 500	
		医師の診断書	¥ 3,000 (射撃教習資格認定申請から3か月を経過していなければ、同一のものを使用可)	¥ 3,000 (病院により異なる)	
		戸籍抄本	¥ 450		
		住民票	¥ 100		
		身分証明書	¥ 150		
ガンロッカー		¥ 30,000			
装弾ロッカー		¥ 15,000			
<b>小計</b>		<b>¥ 116,900</b>	<b>¥ 51,500</b>		

## 猟友会共済を利用する場合は、猟友会に入会する

	項目	第一種銃猟	第二種銃猟	わな・網猟
猟友会共済の費用内訳	大日本猟友会費	¥ 4,800	¥ 3,300	¥ 2,300
	都道府県猟友会費 (東京都猟友会の例。金額は都道府県により異なる。)	¥ 5,000	¥ 5,000	¥ 5,000
	支部猟友会費 (金額は支部猟友会によって異なる)	¥ 5,000	¥ 5,000	¥ 5,000
	<b>小計</b>	<b>14,800円</b>	<b>13,300円</b>	<b>12,300円</b>
	※任意のハンター保険 (取り扱う都道府県猟友会によって異なる)	¥ 2,400	¥ 2,400	¥ 2,400

## 毎年の狩猟者登録に必要な費用

	要旨	詳細	第一種銃猟	第二種銃猟	わな・網猟
狩 猟 者 登 録	狩猟税	通常（道府県民税の所得割の納付を要する人）	¥ 16,500	¥ 5,500	¥ 8,200
		※道府県民税の所得割の納付を要しない人	※ ¥ 11,000		※ ¥ 5,500
		※放鳥獣猟区のみ の登録	※ ¥ 4,125 (通常の1/4)	※ ¥ 1,375 (通常の1/4)	※ ¥ 2,050 (通常の1/4)
		※対象鳥獣捕獲員、 または認定鳥獣捕獲 等事業者(令和6年3月 31日まで)	¥ 8,250 (通常の1/2)	¥ 2,750 (通常の1/2)	¥ 4,100 (通常の1/2)
	登録手数料		¥ 1,800		
	証明写真		¥ 500		
	損害賠償証明	猟友会共済（猟友会 入会費＋共済費）	¥ 14,800 (支部猟友 会、都道府県 猟友会によっ て異なる)	¥ 13,300 (支部猟友 会、都道府県 猟友会によっ て異なる)	¥ 12,300 (支部猟友 会、都道府県 猟友会によっ て異なる)
		※ハンター保険（団 体保険に加入）	※ ¥ 4,000～ ¥ 10,000 (補償内容により掛け金は異なる)		
		※資産証明書、また は残高証明書（3000 万円以上の資産を保 有している場合）	※ ¥ 300～500		
	銃用火薬類等譲受 許可申請書	申請手数料（猟友会 に入っている場合は 無許可譲受票が交付 されるので必要な い）	¥ 2,400		
	小計		～ ¥ 36,000	～ ¥ 21,100	～ ¥ 22,800

## 結論、狩猟を始めるために必要な費用

	小計	第一種銃猟	第二種銃猟	わな・網猟
初年度にかか る費用 総額	狩猟免許取得費用	¥ 17,200		
	銃所持許可費用	¥ 115,900	¥ 51,500	
	猟具の購入費	¥ 30,000～ ¥ 150,000	¥ 80,000～ ¥ 400,000	¥ 50,000～ ¥ 100,000
	<b>初期費用合計</b>	<b>16万円～27万円</b>	<b>13万円～46万円</b>	<b>7万円～12万円</b>
	狩猟者登録に必要な費用（1都道府県ごと）	～ ¥ 18,800	～ ¥ 7,800	～ ¥ 10,500
	損害賠償証明にかかる費用（猟友会共済を利用した場合）	約 ¥ 14,800	約 ¥ 13,300	約 ¥ 12,300
	<b>初年度に最低限かかる費用の合計</b>	<b>20万円～32万円</b>	<b>17万円～49万円</b>	<b>9万円～14万円</b>

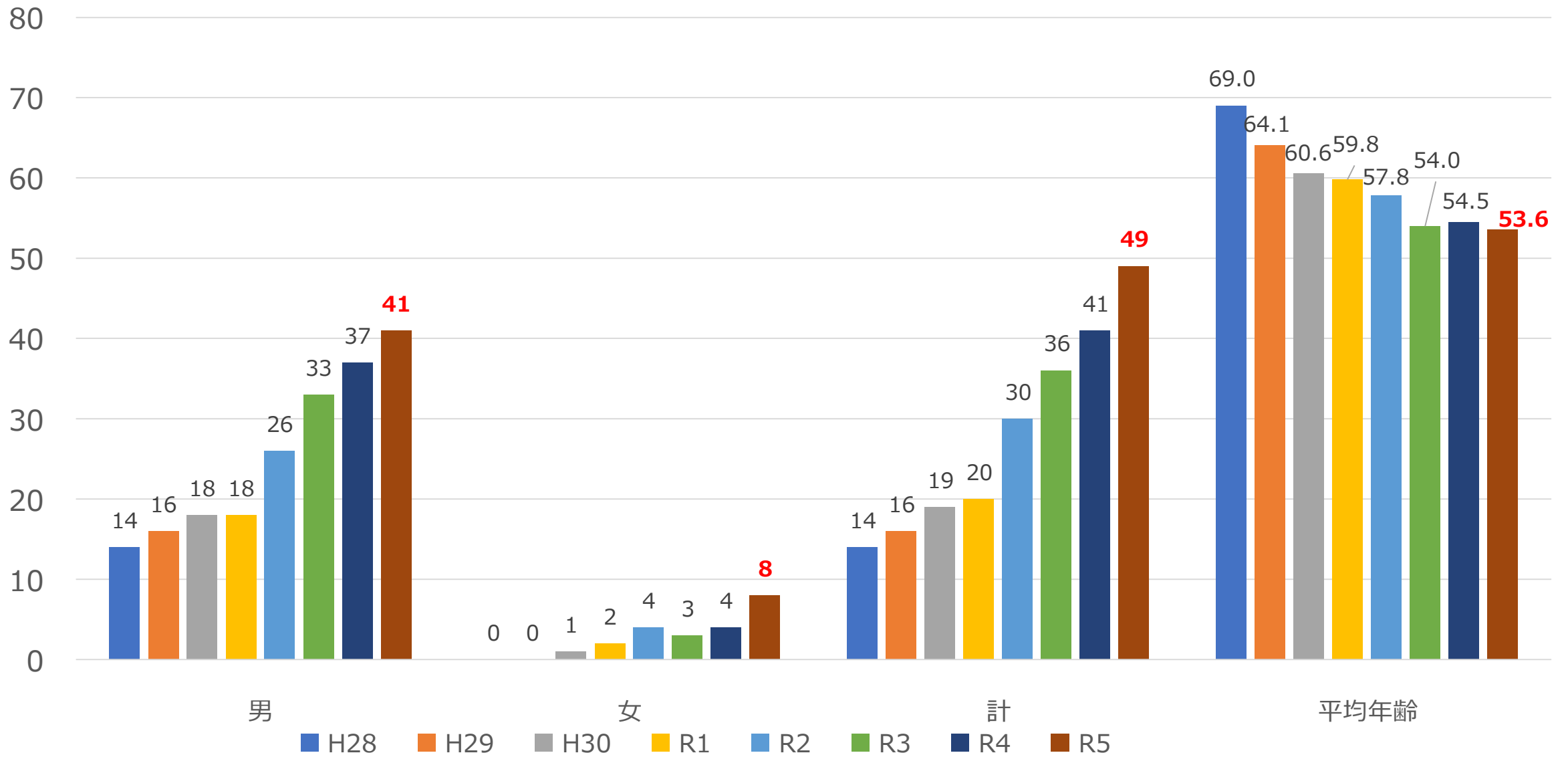
- ・ **新規ハンター確保対策事業補助金**

**協議会予算の中から  
上限10万円を交付！**

# 補助対象者

1. 町内に住所があり、新たに狩猟免許を取得したものの
2. 狩猟免許取得時の満年齢が50歳未満の者
3. 栗石町猟友会に加入し、栗石町鳥獣被害対策実施隊員として5年以上継続的に活動する意思があるもの

# 雫石町猟友会員推移



ダブルトラップ



シングルトラップ



**ご清聴ありがとうございました。**